

≪ 復興税を活用して実施する事業について ≫

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）を受け、平成26年から平成35年までの間、特別区民税及び都民税の各均等割の税率に500円（復興税）を加算しています。

この財源は、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用を確保するためとされています。

本区では、26年度の復興税を基礎に今後10年間で約5億6千万円の歳入増を見込み、この財源等を活用して以下のような事業を実施します。

■復興税を活用して実施する事業（充当額：5億6千万円）

年度	大事業名	中事業名	一般財源 ※注	復興増税増収分	内容
24年度	防災センター管理運営	防災センター管理運営	124,400	560,000	地域系・固定系防災行政無線機器の更新を行った。
	耐震改修促進事業	耐震診断費用助成 耐震設計費用助成 耐震改修費用助成 普及啓発 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業	85,259		耐震改修が必要な建築物の所有者に意識啓発を図るとともに、建築物の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成した。
25年度	福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所整備	福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所整備	33,778		福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所に必要な物資を備蓄するとともに、防災行政無線及び衛星電話を整備した。
	中高層マンションの防災対策支援	中高層マンションの防災対策支援	1,068		中高層マンションを対象とした防災啓発マニュアルを作成するとともに、防災対策に要する費用の一部を助成した。
	防災センター管理運営	防災センター管理運営	7,161		固定系防災行政無線屋外子局の増設(2か所)を行った。
	耐震改修促進事業	耐震診断費用助成 耐震設計費用助成 耐震改修費用助成 普及啓発 意向調査・老朽家屋調査 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業	100,920		耐震改修が必要な建築物の所有者に意識啓発を図るとともに、建築物の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成した。
26年度	福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所整備	福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所整備	11,167		新規福祉避難所として指定する新福祉センターの備蓄資器材及び防災行政無線を整備する。
	中高層マンションの防災対策支援	中高層マンションの防災対策支援	3,000		中高層マンションを対象とした防災対策に要する費用の一部を助成する。
	総合防災訓練	総合防災訓練	15,417		年4回の避難所総合訓練を実施するとともに、体験・見学型訓練防災フェスタを実施する。
	防災センター管理運営	防災センター管理運営	20,196		災害情報システム機器の更新に伴い、システムの移行作業を行う。
			16,175	固定系防災行政無線屋外子局の増設を行う。	
耐震改修促進事業	耐震診断費用助成 耐震設計費用助成 耐震改修費用助成 普及啓発 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業 耐震改修促進計画改定	180,870	耐震改修が必要な建築物の所有者に意識啓発を図るとともに、建築物の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成する。 また、耐震改修促進計画について検証作業を実施し、26年度末に改定する。		
合 計			599,411	560,000	

※注 一般財源は事業予算額から特定財源を除いたものです。（24年度及び25年度については決算額を示しています。）